

西鎌倉住宅地自治会施行細則

B001-6

第1条（目的）

この細則は、西鎌倉住宅地自治会会則（以下会則という）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2条（組織及び会務の内容）

会則第4条第2項に定める組織及びその担当業務は、次の通りとする。

- (1) 総務部 ① 会員数の把握並びに移動の処理 ④ 戸番表示板に関する業務
② 会員台帳名簿の作成管理 ⑤ 募金に関する業務
③ 救援救助の業務 ⑥ 文書管理
- (2) 防災部 ① 自主防災組織の編成、自主防災計画の立案・実施
② 防災用具の棚卸、更新、購入、鎌倉市補助金の申請・請求
③ 防災訓練の計画立案・実施
- (3) 防犯部 ① 防犯・安全の確保の為に自治会パトロール隊の統括 ④ 電灯料補助金の申請
② 防犯のための情報収集・広報 ⑤ 防犯責任者連絡所の住所変更届
③ 防犯灯の管理 ⑥ 防犯資材の購入管理
- (4) 環境衛生部 ① 住環境の維持向上 ⑥ クリーン・ステーションの適正配置
② 道路の破損修理 ⑦ 衛生管理の指導
③ 交通標識の修理取替の陳情 ⑧ 路上の煙草吸殻・雑草撤去・清掃指導
④ 空地の草刈依頼 ⑨ 有害動物駆除の陳情及びそれらに対する薬剤の配布
⑤ 家庭ゴミの分別指導

(5) 文化部 ・ 会員の文化・スポーツ活動の振興を図ると共にそれらへの補助

(6) 広報部 ・ 「西鎌倉だより」の編集・発行、広報板の維持及び掲示板の管理

(7) 会計部 ・ 会計の出納事務の処理、会計に必要な書類の管理

(8) 防災委員会 ・ 区域内の防災に関する計画・立案及び防災方針決定

(9) 防犯委員会 ・ 区域内の防犯に関する計画・立案及び防犯方針決定

(10) 環境委員会 ・ 区域内の環境保全について各部との調和を図り、意見を審理

(11) 西鎌倉基金管理委員会 西鎌倉基金の管理・運用、運用益の保管並びに出納業務

(12) 西鎌倉自治会館管理委員会 西鎌倉自治会館の運営・管理

(13) 防犯カメラ管理委員会 防犯カメラの管理、維持、運用

2. 必要ある時は、役員会の決定により専門部会を設けることが出来る。

3. 専門部会の設置については、次の通りとする。

(1) 専門部会は、役員会の特命事項について調査・企画・立案の上、役員会に報告する。

(2) 専門部会の構成と任期は次の通りとする。

ア) 部会は役員会理事4名以上（以下理事委員と称する）で構成し、必要に応じて自治

会会員中より数名部会員（以下専門委員と称する）として、役員の決議を得て、自治会長が委嘱する。

- イ) 専門委員は、理事委員以外の自治会役員に委嘱してもよい。
- ウ) 専門部会には、部会長1名、幹事1名を置き、部会長は理事委員の互選とし、幹事は理事委員、専門委員の互選とする。
- エ) 委員の任期は、理事委員は任期中とし、専門委員はその都度決める。但し、専門委員は重任出来るものとする。

4. 本細則第5条第2項の街区（ブロック）長の任務は次の通りとする。但し、実施については、執務要項による。

- (1) 防犯責任者として、自治会パトロール隊に参加する。
- (2) 自主防災組織の一員としての役割
- (3) 会員移動の場合の手続き
- (4) 近隣住環境の手続き
- (5) 「西鎌倉だより」回覧物の配布
- (6) 各種イベントの参加
- (7) 街区表示板等の管理
- (8) 会費未納者の会費の徴収

第3条（会員の資格と単位運営）

本会の会員の資格は、会則第5条に定められているが世帯主を以ってその世帯の代表者とし、1単位として運営するものとする。

第3条の2（入会、退会等）

会則第6条の入会申込書、第8条の退会届および世帯主に変更が生じたときは、別紙様式第1号の会員移動届によるものとする。

- 2. 前項の届出を受けた街区（ブロック）長は、速やかに地区長へ、地区長は総務部へ回送しなければならない。

第4条（会費）

会則第7条に規定する会費は、会員に属する世帯を代表する者及び次の基準に該当する者が納入する義務を負う。

- (1) 一区画の敷地に二軒以上の住宅が建っている場合は、個別に納入する。
- (2) 一軒の住宅に二世帯以上が居住している場合で、以下に該当する場合は、次の通りとする。
 - ア) 各世帯の使用部分が独立している場合は、各世帯が納入する。
 - イ) 各世帯の使用部分が独立していない場合、親子関係でない場合は、各世帯別に納入する。
- (3) 共同住宅の場合は、各戸別に納入する。
- (4) 二戸以上の家屋（住居、店舗、事務所等）を所有する場合は、各戸別に納入する。
- (5) 貸家の場合、一年以内の短期の場合は、所有者若しくは借主が、一年を超える場合は借主が納入する。

2. 会費は会員一世帯当り年額 3,300 円とし、賛助会費は年額一口 3,300 円とする。
但し、10 月 1 日以降に入会した場合は、一世帯当り 1,800 円とする。
3. 会費は毎年 4 月、前項に規定する場合は、10 月にそれぞれ 1 年又は半年分を 1 回払いとし、原則として自治会が指定する金融機関に届けた会員口座より、自動替払いとする。
但し、第 2 項の期間中に入会した場合は、その月分から 1 年分乃至半年分を納入するものとする。

第 5 条（役員を選出）

監事を除く役員は、一つの丁目に偏在しないようにする為、別表に定める地区に分け、更に地区を街区(ブロック)に分ける。

2. 別表に従い街区毎に街区(ブロック)長を置く。
 - (1) 街区(ブロック)長は、原則として入居順とする。
但し、その街区の事情により、数年程度順序をずらすことが出来る。
 - (2) 特に要看護病人、要介護者、心身障害者、肢体不自由者、及びそれ等の配偶者や付添人、誰が見ても自治会会務を行うのに不相当と判断されるような場合、街区(ブロック)内の協議と役員会の承認により、選出の対象から除くことが出来る。
3. 地区長は別表に従い、地区内街区(ブロック)長の回り持ち、互選、選出により選出する。
4. 街区(ブロック)長、地区長の任期は 1 年とする。
5. 地区長及び街区(ブロック)長が、任期中止むを得ざる事情によって交代する場合は、役員会の承認事項とする。
6. 各丁目の地区長の協議により、会長候補者を 1 名、各部長候補者を各 1 名宛選出する。
即ち 1, 2, 4 丁目からは部長候補者各 6 名、3 丁目からは部長候補者 4 名を選出する。
7. 監事候補者は前期の副会長より選出する。
8. 各丁目から選出された会長候補の内、総会で会長に選出された者を除く他の会長候補者は、副会長に就任するものとする。
9. 副会長は、防災・防犯委員長、環境委員長、西鎌倉自治会館管理委員長をそれぞれ担当するものとする。
10. 総会で選出された各部長、理事は次の通り会務を分担する。
 - (1) 総務部(部長 1)(理事 3)
 - (2) 防災部(部長 1)(理事 1)
 - (3) 防犯部(部長 1)(理事 2)
 - (4) 環境衛生部(部長 1)(理事 2)
 - (5) 文化部(部長 1)(理事 3)
 - (6) 広報部(部長 1)(理事 2)
 - (7) 会計部(部長 1)(理事 2)

第 6 条（常設委員会）

常設委員会の構成委員は次の通りとする。

(1) 防災委員会

① 防災担当副会長 ② 総務・防災・防犯・環境衛生・文化・広報・会計の各部長

(2) 防犯委員会

① 防犯担当副会長② 防犯・総務・防災・環境衛生・文化・広報・会計の各部長

(3) 環境委員会

① 環境担当副会長 ② 環境衛生・総務・防災・防犯・文化・広報・会計の各部長

(4) 西鎌倉基金管理委員会

① 自治会会長、② 環境担当副会長、③ 総務・会計の両部長及び役員から1名の5名と前期役員（継続委員という）2名の計7名とする。

(5) 西鎌倉自治会館管理委員会

① 自治会館管理担当副会長、② 文化・広報・会計の各部長及び ③ 福寿会、④ 西鎌倉住宅地子ども会、⑤ 西鎌倉たすけあいの会、⑥ 西鎌倉あいあいの会⑦ 近隣住民の各代表者

(6) 防犯カメラ管理委員会

①自治会会長、②防犯担当自治会副会長、
③自治会防犯部長、④自治会防犯部理事2名、
⑤継続委員2名（前年度防犯担当自治会副会長及び前年度防犯部長）

第7条（紙上総会）

臨時総会にあって必要と認められる軽微な事項については、「西鎌倉だより」での紙上総会によることが出来る。

2. 紙上総会では、回答数の過半数で決定する。但し、同数の時は会長が決定する。

第8条（役員会）

会則26条第2項の但し書きの場合は、原則として毎月第一日曜日午前中に開催することとする。

第9条（部長会）

会長は役員会の開催に先立って、必要と認めた事項、又は部長の3分の1以上から問題の提起があった場合、それらの問題を審議するため、部長会を招集することが出来る。

2. 部長会は開催日の1週間前までに審議すべき事項、日時及び場所を各部長に通知しなければならない。

第10条（街区「ブロック」長会）

会長は役員会の決定または、必要と認めた事項につき、街区(ブロック)長に示達、協力等を求める場合に街区(ブロック)長会を開催することが出来る。

2. 前項の場合、少なくとも開催日の1週間前までに審議すべき事項、日時及び場所を通知しなければならない。

第11条（書記）

当会には書記を置くことが出来る。

2. 書記は地区長の互選により決定し、毎年度会長が委嘱する。

3. 書記は役員会・総会及び特別集会の議事を記録する。

第12条（細則の変更）

この細則は役員会の決議により改定することができる。ただし、第4条（会費）の変更等役員会が総会に付議すべき重要事項と判断する場合には、総会に付議する。

第13条（その他）

この細則に規定されていないものについては、必要に応じて役員会で決定する。

付 則

1. この細則は、平成19年2月4日から施行する。
2. 平成21年10月4日改正。
3. 平成24年4月22日改正。第4条2項、第12条、第13条
4. 平成24年11月4日改正。第2条1項、4項、第5条10項、第8条
5. 平成26年4月27日改正。第2条及び第6条に、新たに防犯カメラ管理委員会を追加
6. 平成30年11月4日改正。第6条（5）に、新たに西鎌倉あいあいの会の代表者を追加
7. 平成30年12月2日改正。新設する防災部に関する事項について、第2条、第5条及び第6条の条文の修正を行った。平成31年4月21日施行。